

平成 26 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社アズジェント
代 表 者 名 代表取締役社長 杉本 隆洋
(J A S D A Q ・ コード 4288)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 経営企画部長 葛城 岳典
電 話 番 号 0 3 - 6 8 5 3 - 7 4 0 1

株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年3月7日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度採用及び定款一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数(平成26年3月7日現在の発行済株式数にて試算)

株式分割前の発行済株式総数	: 39,595株
今回の分割により増加する株式数	: 3,919,905株
株式分割後の発行済株式総数	: 3,959,500株
株式分割後の発行可能株式総数	: 13,680,000株

(3) 日程

基準日設定公告日	: 平成26年3月14日(金)
基準日	: 平成26年3月31日(月)
効力発生日	: 平成26年4月1日(火)

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の行使価格を、平成26年4月1日(火)以降、次のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
新株予約権	平成24年5月11日	35,560円	356円

(5) その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

株式の分割の効力発生をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日（火）

（参考）平成26年3月27日（木）をもって、東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日（火）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。

③現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

④現行定款第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>136,800株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,680,000株</u> とする。
（新設）	<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第 <u>7</u> 条～第 <u>37</u> 条（条文省略）	第 <u>8</u> 条～第 <u>38</u> 条（現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成26年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

以 上